改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）	第七十七条の六の九第一項（第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項（これらの規定を第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）	第八十四条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）並びに第八十九条第一項及び第二項（これらの規定を第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の十四第一項（第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則	第八十九条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の九第二項（第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則	第八十四条第二項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）	第七十七条の六の九第一項並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）	第八十四条第一項並びに第八十九条第一項及び第二項
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の十四第一項
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則	第八十九条第一項
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の九第二項
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則	第八十四条第二項
（略）	（略）